

幼児教育・保育の無償化について

【一時保育（宮田東・中央）版】

愛知県江南市

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります

1.概要

【3歳児から5歳児】利用料を月額 3万7,000円まで無償

ひと月に利用した一時保育利用料の合計が、3万7,000円まで無償となります。

対 象：共働き世帯など保育の必要性がある
3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子ども

【0歳児から2歳児】利用料を月額 4万2,000円まで無償

ひと月に利用した一時保育利用料の合計が、4万2,000円まで無償となります。

対 象：共働き世帯など保育の必要性がある
非課税世帯の0歳から2歳児までの子ども

《重 要》

- ・ 公立保育所、認定こども園、認可保育所の入所子どもは、一時保育について無償化の対象になりません。
- ・ 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、一時保育の利用も無償化の対象となります。
- ・ 認可外保育施設を利用されている場合、認可外施設の利用料と、一時保育利用料を合算した金額を対象とし、その金額が3万7,000円（非課税世帯の0歳から2歳児の場合には4万2,000円）の限度額を超えた場合には、その分が保護者実費徴収分となります。

2.一時保育とは

■ 緊急保育サービス

保護者などの傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない理由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となるお子さんを保育園で預かる事業。

■ 非定型的保育サービス

保護者の就労形態（労働・職業訓練・就学等）により、お子さんを保育園で預かる事業。

■ 私的理由による保育サービス

ボランティア活動やサークル活動等の参加のほか、上記以外の理由で保護者の方の育児に伴う負担を解消するために、お子さんを保育園で預かる事業。

《無償化となるには》

就労、妊娠出産、傷病・障害、同居親族の介護・看護、災害復旧、就学等の「保育の必要性」の認定が必要です。よって、緊急保育サービスの一部や、私的理由による保育サービスは対象とならない場合があります（くわしくは、別紙『保育の必要性に応じて必要な添付書類一覧』を確認してください）。

保育の必要性を証明する書類を自治体に提出し、施設等利用給付の認定申請を行ってください。

リフレッシュ等による、保育の必要性が無い場合でも一時保育を利用することができますが、無償化の対象外となります。

《無償化対象外の例》

冠婚葬祭、リフレッシュ、ボランティア活動やサークル活動への参加などの場合（別紙「保育の必要性に応じて必要な添付書類一覧」に記載の無い内容）は、無償化の対象外となります。

《一時保育利用料における無償化となる範囲》

無償化の対象部分は利用料の部分となります。そのため、給食費については、無償化の対象とはなりません。

3.一時保育実施園にお願いする手続き

利用者への必要書類の配付・回収

利用者は、施設等利用給付の認定を受けるにあたり、申請書の提出が必要となります。園では、10月以降に利用される対象者に対して必要書類を配付してください。

《対象者(※)に配付するもの》

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（認定様式その1）
- ・保育の必要性に応じて必要な添付書類一覧（別紙）

10月以降の新規利用者には、毎回上記の書類を配付・回収し、毎月末、市へ提出してください。

《対象者(※)から回収するもの》

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（認定様式その1）
- ・就労証明書や診断書等の保育の必要性を証明する書類

※対象者とは、保育の必要性が認められ、無償化の対象となる方。

対象者でも、別の認可外施設を利用して、その施設に申請されている場合には、配付する必要はありません。

無償化実施後、利用者への配付

一時保育は、償還払いのため、保護者から、料金は一旦満額を徴収します。

利用月の最終日に、現金を徴収し、以下書類を利用月の最終日に保護者にお渡しください。

《利用者にサービス利用後渡すもの》

- ・施設等利用費請求書（償還払い用）（請求様式その5）
- ・領収証（既存の園使用のもの）
- ・特定子ども・子育て支援提供証明書（請求様式その6-2）

保護者が請求書に領収証、証明書を添付し市役所若しくは一時保育実施園に提出します。

月末に、各利用者の情報を精査し、無償化対象者に口座振替にて返金処理を行いますので、振込先情報は必ず記載していただくよう促してください。

市役所への報告

利用者から提出された施設等利用費請求書（領収書と証明書が添付されたもの）を、まとめて月末に市役所に提出してください。

他に、無償化に関する新たな報告はありませんが、現在、月初に報告している報告書類については、今まで通り提出をお願いします。

※市役所で預かったものは、随時園に連絡を行う。

4. 一時保育利用料の支払いパターン

基本パターン

パターン1：利用者4歳 日額780円 月利用日数5日の場合

利用料日額	月利用日数	利用料月額
780円	× 5日	= 3,900円

無償化は月額37,000円までなので、請求額は、3,900円となります。
(実費にて3,900円をお支払い頂き、後に3,900円を返金)

パターン2：利用者3歳 日額880円 月利用日数14日の場合

利用料日額	月利用日数	利用料月額
880円	× 14日	= 12,320円

無償化は月額37,000円までなので、請求額は、12,320円となります。
(実費にて12,320円をお支払い頂き、後に12,320円を返金)

利用者が3歳児未満のパターン

パターン1：利用者2歳(非課税世帯) 日額2,300円 月利用日数5日の場合

利用料日額	月利用日数	利用料月額
2,300円	× 5日	= 11,500円

無償化は月額42,000円までなので、請求額は、11,500円となります。
(実費にて11,500円をお支払い頂き、後に11,500円を返金)

パターン 2：利用者 1 歳(課税世帯) 利用料日額 2,300 円 月利用日数 10 日の場合

利用料日額	月利用日数	利用料月額
2,300 円	× 10 日	= 23,000 円

利用者が課税世帯のため、無償化の対象にはなりません。
(実費にて 23,000 円をお支払い頂き、返金はありません)

一時保育以外のサービスを利用しているパターン

パターン 1：利用者 4 歳 利用料日額 780 円 月利用日数 14 日の場合
(ファミサポを同月利用 700 円/時間 月に 40 時間利用)

【一時保育】	利用料日額	月利用日数	利用料月額
	780 円	× 14 日	= 10,920 円
【ファミサポ】	利用料日額	月利用時間	利用料月額
	700 円	× 40 時間	= 28,000 円
【計】	一時保育	ファミサポ	合計金額
	10,920 円	+ 28,000 円	= 38,920 円

月額 37,000 円が給付限度額のため、請求額は、37,000 円となります。
(実費にて一時保育で 10,920 円、ファミサポで 28,000 円をお支払い頂き、
後にファミサポと合わせて 37,000 円を返金)

パターン 2：利用者 4 歳 利用料日額 780 円 月利用日数 15 日の場合
(幼稚園利用者)

幼稚園利用者の場合、利用している幼稚園が平日 8 時間以上かつ年間 200 日以上開所していない際には、一時保育が無償化の対象となります。

【一時保育で利用できる給付限度額】
(3 歳児以上) 11,300 円
(住民税非課税世帯の満 3 歳児) 16,300 円

このパターンでは、

【一時保育】	利用料日額	月利用日数	利用料月額
	780 円	× 15 日	= 11,700 円
【計】	一時保育	幼稚園利用料	合計金額
	11,700 円	+ 25,700 円	= 37,400 円

一時保育で利用できる給付限度額は 11,300 円となり、請求額は、11,300 円となります。(実費にて 11,700 円をお支払い頂き、後に 11,300 円を返金)

5.一時保育の利用料・支給額・申請の流れ

